平成２４年（フ）第６７５号
埼玉県川越市大字古市場748番地６
債務者　鈴木　厚子
1　決定年月日時　平成24年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第３３１号
静岡県沼津市岡一色468番地の１
債務者　山田　晶子
1　決定年月日時　平成24年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第３５５号
静岡県伊豆の国市南條866番地の３　晃ハイツ201号
債務者　齋藤　裕子
1　決定年月日時　平成24年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第３７３号
静岡県三島市千枚原１番地の３
債務者　田村加津子
1　決定年月日時　平成24年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第３８２号
静岡県伊東市中央町12番18号、前住所静岡県伊東市湯田町７番２号　水明ハイツ506号
債務者　稲葉　孝一
1　決定年月日時　平成24年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第１８３３号
名古屋市天白区中平５丁目2105番地　中平住宅１棟202号
債務者　岩切ゑげ子
1　決定年月日時　平成24年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１８４８号
名古屋市中区新栄３丁目35番２号　市営新栄荘１棟208号
債務者　橋本ゆかり
1　決定年月日時　平成24年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１８６５号
名古屋市緑区神の倉４丁目201番地の42
債務者　柴田　栄子
1　決定年月日時　平成24年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１９００号
愛知県尾張旭市南本地ケ原町１丁目58番地　ユタカハイツＢ―101
債務者　安達　晴美
1　決定年月日時　平成24年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１９３９号
名古屋市天白区高坂町273番地　高坂荘20棟203号
債務者　早川　美早
1　決定年月日時　平成24年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１９８８号
名古屋市守山区川村町265番地　ルミネシティ守山802号
債務者　高橋三津子
1　決定年月日時　平成24年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第４１号
京都府舞鶴市清美が丘５番地２府営住宅111号
債務者　松山正道こと松山求達こと　鄭　　求達
1　決定年月日時　平成24年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２４年（フ）第４０号
京都府福知山市大字私市小字稗田55番地
債務者　稗田　慎也
1　決定年月日時　平成24年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２４年（フ）第４６号
京都府福知山市大江町波美208番地　鬼の里Ｕターンプラザ２　Ｃ―12
債務者　清水香津代（旧姓武村）
1　決定年月日時　平成24年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２４年（フ）第６９４号
大阪府藤井寺市野中１丁目106番地の５、前住所山口県山口市秋穂西2202番地３
債務者　原田マサエ
1　決定年月日時　平成24年10月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月30日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第８７３号
堺市堺区海山町４丁168番地43、前住所和歌山県橋本市胡麻生700番地の25
債務者　綿谷　隆宏
1　決定年月日時　平成24年10月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月30日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第９７８号
堺市堺区甲斐町西１丁２番25―307号
債務者　西村　直行
1　決定年月日時　平成24年10月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月30日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第９８６号
堺市北区新金岡町３丁３番８―301号
債務者　樽谷住設こと　**樽**谷　三郎
1　決定年月日時　平成24年10月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月30日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係